

**和泉市電気自動車用充電設備等導入事業
（急速充電器）
公募型プロポーザル企画提案書作成要領
及び審査基準**

令和7年6月

和 泉 市

目 次

1. 公募型プロポーザル企画提案書の作成要領..... 1 頁
2. 審査基準..... 2 頁

1. 公募型プロポーザル企画提案書の作成要領

- (1) 事業者（別紙「和泉市電気自動車充電設備等導入事業（急速充電器） 公募型プロポーザル募集要領」に定める参加資格を有する事業者。以下、同じ。）が複数の団体により構成されたグループ事業体として応募する場合、代表企業・団体及びグループ構成員の業務内容を明確に示すこと。
- (2) 本事業の実施スケジュールを示すこと。なお、国の補助事業を活用する場合は、補助事業の条件に適応した内容とし、申請スケジュール及び過去の補助事業活用実績なども併せて示すこと。
- (3) 事業者は、施設の駐車場区画を十分に考慮し、その整備方針、方法等を提案すること。
- (4) EV充電設備等は、事業期間中継続して使用できる耐久性に優れた製品を使用していることから、故障等が可能な限り少ない製品を調達するものとし、その調達理由を示すこと。
- (5) 不特定多数の者が利用する公共用充電施設については、車椅子利用者も含めた幅広い方々が利用しやすいよう、ユニバーサルデザイン・バリアフリー対応の推進が求められていることから、ユニバーサルデザイン・バリアフリー対応の推進に資する提案があれば積極的に提案すること。
- (6) 本事業の期間中は、事業者の責任においてEV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとしていることから、その期間における維持管理及び運営の方法を示すこと。また、トラブル等緊急時の対応についてもその方法を示すこと。
- (7) 事業者は、利用者から利用料金を徴収し、事業者の収入とする。利用料金については市と事前に協議の上、事業者が決定するものとしていることから、利用者が利用しやすい利用料金を提案するとともに、利用料金の設定の考え方を示すこと。また、EV充電設備等の利用方法を示すこと。
- (8) EV充電設備等の整備にあたっては、地域経済への還元のため可能な範囲で市内事業者を活用すること。
- (9) EV充電設備等の活用について、災害時のレジリエンス（強靱性）の強化に資する提案があれば積極的に提案すること。
- (10) 本市は、ゼロカーボンシティについて広く市民に対して普及啓発を図ることとすることから、これに資する提案があれば積極的に提案すること。
- (11) その他、当該事業の目的や施設の利用促進に資する提案があれば積極的に提案すること（充電売上の還元、道の駅や南部リージョンセンター等施設の利用促進に資するPR、等）。

2. 審査基準

評価項目	評価の視点	配点	
① 事業スケジュール、実績・経験	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実現可能性はあるか。 ・本事業と同種又は類似の事業実績はあるか。 	15 点	
② 財務状況	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な財務状況にあるか。 	15 点	
③ 充電設備の整備など	<ul style="list-style-type: none"> ・建物や既存の系統・配管等に損傷を与えない施工方法であると見込まれるか。 ・EV充電設備等と車が接触しづらい設計であると見込まれるか。 	10 点	30 点
	<ul style="list-style-type: none"> ・EV充電設備等は事業期間中継続して使用できる耐久性に優れた製品であるか。 	15 点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインやバリアフリー対応の推進について提案はあるか。またその内容は優れたものか。 	5 点	
④ 維持管理及び緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・トラブルが発生した場合の体制が整えられているか。 ・維持管理の方法は具体的で、かつ、市に負担を与えないものとなっているか。 ・設備に故障や異常が生じた場合、ほかの電気系統に波及しない設計であると見込まれるか。 ・災害や事故発生時の対応について、市に過度の負担を与えないものとなっているか。 	10 点	
⑤ 事業報告	<ul style="list-style-type: none"> ・充電サービスの利用状況や過去の利用履歴など、市の求めに応じて速やかに確認できる仕様になっているか。 	5 点	
⑥ 利用料金及び利用の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が利用しやすい利用料金となっているか。 ・決済方法を含め、利用者が利用しやすいシステムが構築されているか。 	15 点	
⑦ 地域経済への還元	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者の活用はあるか。 	10 点	
⑧ 災害時レジリエンスへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・EV充電設備等について、災害時のレジリエンスに資する提案はあるか。また、その内容は優れたものか。 	10 点	
⑨ 市民に対する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロカーボンシティに関する普及啓発に資する提案はあるか。また、その内容は優れたものか。 	10 点	25 点
	<ul style="list-style-type: none"> ・EV充電設備等の稼働率に配慮した取組みの提案はあるか（充電器の設置台数・充電口数、最大出力kW数も含む）。 	15 点	
⑩ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他優れた提案はあるか。 	15 点	
合計		150 点	

(1) 最低基準について

優先交渉権者の候補者として選定されるための最低基準は、次のとおりとする。

(ア) 得点の合計が総得点の6割以上であること

(イ) 評価項目①～⑥及び⑨がそれぞれ各配点合計の3割以上であること。

審査の結果、応募団体の得点が最低基準点に達しない場合は候補者に選定しないものとし、最低基準点に達する団体が無い場合は、原則として候補者の再公募を行う。

なお、応募団体が1団体の場合であっても、上記のとおり取り扱うものとする。

(2) 優先交渉権者の選定

最低基準を満たした候補者の中で、総合得点が最も高いものを優先交渉権者、2番目に高いものを次点交渉権者とし、優先交渉権者と実施協定書の締結に向けた交渉を行う。ただし、交渉の段階で不調に記した場合は、次点交渉権者と交渉を行う。

(3) 総合得点の合計が同点の場合の選定基準

(ア) 評価項目の「①事業スケジュール、実績・経験」「③充電設備の整備など」「⑥ 利用料金及び利用の方法」の得点の合計が高い候補者を選定する。

(イ) (ア)の得点が同点の場合は、評価項目の「⑨ 市民に対する啓発」の得点が高い候補者を選定する。

(ウ) (イ)の得点が同点の場合は、評価項目の「⑧ 災害時レジリエンスへの対応」の得点が高い候補者を選定する。

(エ) (ウ)の得点が同点の場合は、多数決により選定する。